

2014年12月11日

12月5日からの大雪により被害を受けられたご契約者様へ

このたび被害を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、12月5日からの大雪により災害救助法が適用された下記の地域にお住まいのご契約者様に、保険料払込猶予期間の延長(※)をさせていただきます。

ご希望のご契約者様は、弊社お客様サービスセンターまでご連絡ください。

【法適用日】

平成26年12月8日

【法適用日】

徳島県：三好市、美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町

※ 保険料払込猶予期間の延長

約款等に定めのある保険料払込猶予期間および保険料の不払による解除の規定については適用せず、保険料払込猶予期間を延長いたします。

お客様サービスセンター **通話料無料**

0120-431-909

9:00~17:00(土・日・祝日は資料請求受付専用)

SBI 少額短期保険株式会社